

スマートエネルギーネットワーク構築事業実施要綱 新旧対照表

現行	改正案
<p>第1から第3まで（略）</p> <p>第4 本事業の具体的な内容</p> <p>1 コージェネレーションシステム及び熱電融通インフラの設置に係る経費の助成</p> <p>(1) 助成対象事業者</p> <p>助成金の交付対象となる事業者（以下「助成対象事業者」という。）は、(2)の助成対象事業を実施する事業者等とする。ただし、<u>国、地方公共団体、独立行政法人、地方独立行政法人並びに国及び地方公共団体の出資又は費用負担の比率が50%を超える法人は除く。</u></p> <p>(2)から(5)まで（略）</p> <p>2（略）</p> <p>第5から第7まで（略）</p>	<p>第1から第3まで（現行のとおり）</p> <p>第4 本事業の具体的な内容</p> <p>1 コージェネレーションシステム及び熱電融通インフラの設置に係る経費の助成</p> <p>(1) 助成対象事業者</p> <p>助成金の交付対象となる事業者（以下「助成対象事業者」という。）は、(2)の助成対象事業を実施する事業者等とする。ただし、<u>国及び地方公共団体を除く。</u></p> <p>(2)から(5)まで（現行のとおり）</p> <p>2（現行のとおり）</p> <p>第5から第7まで（現行のとおり）</p>